

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第29号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(家庭的保育事業等の認可の申請等)</u></p> <p><u>第16条の5 省令第36条の36第1項に規定する家庭的保育事業等の認可の申請は、家庭的保育事業等認可申請書によるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の申請に対し法第34条の15第5項の規定により認可をすることとしたときは、家庭的保育事業等認可通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の申請に対し法第34条の15第6項の規定により認可をしないこととしたときは、家庭的保育事業等不認可通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(家庭的保育事業等の変更の届出)</u></p> <p><u>第16条の6 省令第36条の36第3項又は第4項に規定する家庭的保育事業等の変更の届出は、家庭的保育事業等認可事項変更届によるものとする。</u></p> <p><u>(家庭的保育事業等の廃止等の承認の申請等)</u></p> <p><u>第16条の7 省令第36条の37第1項に規定する家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認に</u></p>	

係る申請は、家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書によるものとする。

2 市長は、前項の申請に対し承認をすることとしたときは、家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請に対し承認しないこととしたときは、家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（家庭的保育事業等の事業の制限等）

第16条の8 市長は、法第34条の17第4項の規定により家庭的保育事業等の制限又は停止を命ずるときは、家庭的保育事業等認可（制限・停止）通知書により、当該家庭的保育事業等の認可を受けた者に通知するものとする。

（家庭的保育事業等の認可の取消し）

第16条の9 市長は、法第58条第2項の規定により家庭的保育事業等の認可を取り消すときは、家庭的保育事業等認可取消通知書により、当該家庭的保育事業等の認可を受けた者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。